

財務省



表12-4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_fusyoku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyoku.html)）を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表12-4-(1) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続	政策評価の結果、必要性等、有効性等、相当性が認められることから、税制改正要望に反映。

## 2 事後評価

表12-4-(2) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底	<p>【改善・見直し】</p> <p>政府としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、「財政運営戦略」に基づく財政健全化を推進しており、平成24年度予算編成に当たっては、「中期財政フレーム」に基づく財政規律を堅持するとともに、我が国経済社会の真の再生に向けて、より効果の高い施策に予算を重点配分した。</p> <p>また、我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障と税の一体改革」を推進する等、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしている。</p>

	した見直しを行う	
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に 대응するため、税制の抜本的な改革に取り組むとの方針の下、社会保障・税一体改革の具体化に向けて検討を行った。</p> <p>そして、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、3月30日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」を第180回国会に提出した。</p>
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 国債管理政策</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいて年度毎にバランスの取れた発行額を設定する必要がある。平成23年度においても、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じた「市場との対話」をきめ細かく行った。</p> <p>(2) 財政投融资</p> <p>平成24年度財政投融资計画を策定するに当たっては、対象事業の重点化・効率化を図る一方、「日本再生の基本戦略」等を踏まえ、必要な資金需要に的確に対応した。</p> <p>(3) 国有財産</p> <p>国有財産については、「新成長戦略」や「日本再生の基本戦略」を踏まえ、介護・子育てなどすべての人々のための社会・生活基盤の構築のため、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進を含む、その適正な管理や有効活用等に取り組んだ。</p>
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>(2) 通貨の偽造・変造の防止</p> <p>通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p>
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジア	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組</p> <p>我が国は、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行った。</p> <p>世界経済や国際金融の状況については、欧州の政府債務問題が深刻化し、経済の先行きへの不透明感が拡大した。こうした中、国際金融システムの安定を図るとともに、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論した。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高</p>

<p>における「新成長戦略」を推進する</p>	<p>まるよう取り組んだ。特に、東日本大震災について、我が国からの輸出品への風評被害に関して冷静な対応を呼びかけ、これまで通りの我が国への訪問を要請するとともに、復旧・復興と財政健全化目標の達成の両立への取組を説明した。</p> <p>IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善についての議論をリードし、平成23年11月の融資制度改革の合意に貢献した。また、サーベイランス機能の強化についての議論にも積極的に参画した。平成22年11月にG20ソウル・サミットで合意されたIMFクォータ・ガバナンス改革については、我が国は増資・協定改正に係る手続きを速やかに実施した。アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおいて、積極的に取り組んでおり、平成23年はインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担った。</p> <p>平成23年4月には、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）がシンガポールに設立され、活動を開始した。また、昨今の欧州危機の中で、アジア地域経済の安定的成長を確保するため、危機予防機能の導入を含むチェーンマイ・イニシアティブの強化に合意し、具体的な強化策について検討を進めた。</p> <p>平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を行った。また、アジア債券市場育成イニシアティブを通じて、クロスボーダー債券取引の促進に向けた取組等を進めるとともに、地域金融協力の中長期的な課題について、積極的に議論を進めた。APECにおいても、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、APECの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行った。</p> <p>テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、G7の協調等を通じて国際的な対策を講じた。</p> <p>ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施した。</p> <p>MDBsは気候変動対策や防災対策、貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、23年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献した。たとえば、アジアの最貧国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加した。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献した。さらに、MDBs理事会や政策対話等を通じて、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、及び業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めた。また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職</p>
-------------------------	---

		<p>員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を行った。</p> <p>気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（TC:Transitional Committee）のメンバーとして、第2回TC会合を東京で主催するなど、TCにおける議論に積極的に参加した。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じ、途上国の気候変動支援にも取り組んだ。さらに、気候変動に脆弱なアフリカ及び島嶼国に対する支援プログラムの検討を行った。</p> <p>(2) 関税に関する国際的な取組</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進した。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、情報収集を継続するとともに、交渉参加に向けて関係国との協議に入るなど適切に対応した。</p> <p>(3) アジア成長戦略の推進（新成長戦略）</p> <p>新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略を推進するため、我が国システムの海外展開の促進に向けて、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じ、ファイナンス面からの支援に努めた。（なお、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた株式会社国際協力銀行法は、平成23年4月に成立、5月に公布・施行。）</p> <p>また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を積極的に推進した。</p>
6	<p>総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 政府としては、東日本大震災からの迅速な復旧・復興のため、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、地方・民間等とも連携して復興計画に取り組んできました。また、欧米経済の停滞感や急速な円高の進行による景気下振れリスク、産業空洞化リスクに先手を打って対処していくため、「円高への総合的対応策」を策定し、円高による痛みの緩和やリスクに強靱な経済の構築、円高メリットの徹底活用のための施策を実行してきました。また、日本再生に向け、大胆な規制・制度の見直しによる産業構造の変革や新産業の創出、世界の成長力の取込みなど、日本経済の成長力を強化する施策を盛り込んだ「日本再生の基本戦略」を策定しました。財務省としても、このような政府の取組みの中で、安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行いました。</p> <p>(2) 震災がもたらした制約を確実に克服するため、財務省として、累次</p>

		<p>の補正予算を編成するとともに、各種の復興施策の実現に向けた取り組みを推進してきました。また、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指し、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。</p>
7	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>平成24年度予算編成に当たっては、我が国経済社会の真の再生に向けて、より効果の高い施策に予算を重点配分したほか、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組む等、徹底してムダを排除することなどにより、メリハリのある予算配分を行った。</p> <p>さらに、平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」に基づき策定された「中期財政フレーム」により、複数年度を視野に入れた予算編成を行いつつ、財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、東日本大震災からの復旧復興に全力で対応するため、平成23年度においては、財源を確保しつつ、累次の補正予算を編成したほか、平成24年度予算においては、東日本大震災復興特別会計を設置し、必要な予算を計上した。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やインターネット、各種講演会等の、多様な媒体によって、積極的に行った。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：2,349,098千円</p>
8	<p>必要な歳入の確保</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>一般会計及び特別会計について、歳出・歳入両面にわたって徹底的に見直し、歳入面において、税収の適切な見積りに努めるとともに、現下の厳しい財政事情の下、可能な限り税外収入の確保に努めた。</p> <p>また、税収の適切な見積り等について、「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページ (<a href="http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/index.html">http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/index.html</a>) において開示し、説明責任の向上に努めた。</p>
9	<p>予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保することは重要な課題であると考えており、各府省の協力のもと、財務省ホームページ (<a href="http://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm">http://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm</a>) から各府省の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにする等、情報提供の充実・改善を図った。引き続き、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化を推進していく。</p> <p>また、予算執行調査を着実に実施することとし、徹底した予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある調査の実施に努めた。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：10,076,372千円</p>
10	<p>決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であると考えており、年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、官報</p>

		<p>やホームページ等を活用することにより、国民及び国会に対し適時適切に報告した。</p> <p>また、平成22年度歳入歳出決算については、平成21年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院に早期に送付し、平成23年11月22日に国会に提出した。</p>
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>「平成24年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に万全を期すほか、「財政運営戦略」に基づき策定された「中期財政フレーム」を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせて、人件費、一般行政経費及び投資的経費の各分野にわたる抑制を図る一方、厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方財政の健全性の確保にも配慮するなど、地方一般財源総額を適切に確保した。</p>
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 国の財務書類の作成・公表等</p> <p>平成21年度分の「国の財務書類」を平成23年6月に公表した。公表に当たっては、平成22年度より作成している国の財務書類を要約したパンフレットに加え、平成23年度からは利用上の注意について解説した「国の財務書類の説明」も併せて作成し、国民に対する分かりやすい説明に努めた。</p> <p>各所管が作成した平成22年度分の「特別会計財務書類」については、引き続き、会計検査院の検査を経た上で平成24年1月に国会へ提出した。同年2月に各省庁から公表された「省庁別財務書類」についても、的確な財務情報の開示がなされるよう各省庁に対し必要な助言等を行った。</p> <p>また、財務書類の作成・公表の早期化を図るため、平成23年度から「財務書類作成システム」の運用を開始したところであり、平成23年度分の「国の財務書類」を、平成25年1月を目途に公表することとしている。</p> <p>さらに、行政担当者自らのコスト意識の醸成、経年変化の分析や他事業との比較を通じた効率化への取組の推進、国民の行政活動に関する理解の促進のため、平成21年度分の「政策別コスト情報」が平成23年5月に各省庁により作成・公表された。各省庁が「政策別コスト情報」を作成・公表するに当たり、内容の充実とともに、正確な情報開示が行われるよう必要な助言等を行った。</p> <p>(2) 特別会計改革</p> <p>特別会計については、財政に対する国民の信頼向上のために、必要性、有効性、効率性等の観点から、特別会計改革の具体的内容と時期を示す工程表を盛り込んだ「特別会計改革の基本方針」に基づき、特別会計の廃止・統合等を内容とする法律案を国会に提出した。</p> <hr/> <p>平成24年度予算概算要求額：43,016千円</p>

13	<p>支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築</p> <p>我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるために、税制の抜本的な改革に取り組むとの方針の下、社会保障・税一体改革の具体化に向けて検討を行った。</p> <p>そして、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、3月30日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」を第180回国会に提出した。</p> <p>(2) 税制改正についての広報の充実</p> <p>パンフレットやホームページ等を活用して多くの方々に情報提供を行うほか、税制改正の内容等についての説明会等に講師を派遣するなど、様々な媒体を活用し、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>(3) 政策評価の活用</p> <p>平成24年度税制改正における租税特別措置の見直しに当たっては、各府省が行った政策評価や総務省が行った政策評価の点検結果等を踏まえて検討を行い、見直しの対象となった90項目の租税特別措置のうち、当初の政策目標が既に達成されていると思われるものや、適用数が僅少であり効果が確認されないもの等、24項目について、廃止・縮減することとした。</p> <hr/> <p>平成24年度予算概算要求額：168,068千円</p>
14	<p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債の発行</p> <p>平成23年度における国債発行計画の見直し及び策定に当たっては、平成23年度3次補正後においては復興債が11.6兆円増額され、平成24年度当初においては、国債発行総額が4年連続で増額となるなど、厳しい環境となる中で、「国債市場特別参加者会合」等の各種懇談会を通じ、従来にも増して丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズをきめ細かく把握して計画に反映したところである。具体的に、平成24年度の発行額で見ると、銀行・生保等の機関投資家の長期運用ニーズの増大や良好な需給環境を踏まえ、中長期的な借換リスクの低減にも配慮して、10年債及び20年債の発行額を合わせて年間2.4兆円増額した。また、2年債及び5年債については、平成23年度3次補正において増額した一回当たりの発行額を維持し、平成23年度当初と比べ合わせて年間2.4兆円増額した。他方、物価連動債については、「発行再開に向け、市場関係者を交え、具体的な商品性に係る実務的な検討を進める。準備・環境等が整い次第、発行を再開。」という旨を注記し、市場関係者を交え、発行再開に向けた検討を開始した。</p> <p>(2) 国債市場の流動性維持・向上</p> <p>流動性供給入札については、22年度の1回当たりの規模を維持しての実施を継続した（総額7.2兆円）。</p> <p>買入消却については、需給が悪化している物価連動債及び変動利付債に重点をおいて実施した（総額3兆円程度）。また、その財源については、平成22年10月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの結果、積立金の取扱について「わが国の国債への信認向上につなげる</p>

		<p>べく、オペレーショナルリスクに十分配慮しつつ、繰上償還に充てることも含めた検討を行う」とされたことを踏まえ、国債整理基金を活用した。</p> <p>(3) 商品性・保有者層の多様化</p> <p>個人投資家については、平成23年度において、個人向け国債の商品性の改善として、変動10年の変動金利設定方法の見直しを予定通りに実施したほか、平成25年1月より、受け取る利子に対して復興特別所得税が付加されることから、中途換金調整額を見直す（直前2回分の各利子相当額（税引前）×0.8⇒直前2回分の各利子相当額（税引前）×0.79685）こととした。また、東日本大震災からの復興に向けた施策のために必要となる資金を国民の皆様から幅広くお寄せいただけるよう、復興債の一部を個人向けに「個人向け復興国債」として募集することとした。これに加えて、平成24年3月より、新しい商品として「個人向け復興応援国債」を募集することとした。なお、「個人向け復興国債」及び「個人向け復興応援国債」の購入者には、その資金が確実に東日本大震災からの復興のために用いられるという資金使途を明確にするとともに、資金をご提供いただいたことに対する感謝の意を示すため、感謝状をお渡ししている。この他、前年度に引き続き、「国債トップリテラー会議」の開催、取扱機関の販売ランキングの公表、財務局等とも協力した個人へのPRの強化等の販売促進策に取り組んだ。</p> <p>また、海外投資家については、平成23年5月には南米地域、平成23年6月には北欧地域、平成23年10月には欧州地域、平成24年1月にはアジア地域、平成24年2月には大洋州地域、平成24年3月にはアジア地域の投資家を訪問し、日本国債や日本経済・財政状況等について、海外投資家に対して直接説明を行った。さらに、訪日した海外投資家との面談、メール、電話会議等を活用しながら、積極的に情報発信を行うことで、日本国債等についての正確な理解を促すとともに、海外投資家とのネットワークの構築・維持に努めた。</p> <p>平成24年度国債整理基金特別会計予算概算要求額：195,531,327,648千円 平成24年度予算概算要求額：22,600,111,231千円</p>
15	<p>財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>(1) 各年度の財政投融资計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性の観点から毎年度見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保した。</p> <p>(2) 財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行った。また、引き続き適切なALMに取り組むこと等により、可能な限り金利変動リスクの低減に努めた。</p> <p>(3) 財政投融资について、国民の理解を一層深め、運営に対するチェックを容易にするため、平成22年4月16日に取りまとめた財政投融资の透明性の向上についての実施プランに基づき、PDCAの各段階において、情報開示の拡充や実地監査等の充実などにより、引き続き透明性の向上に徹底的に取り組んだ。</p> <p>また、政策コスト分析の活用、公表に引き続き取り組んだ。</p>

		<p>平成24年度財政投融资特別会計（財政融資資金勘定、投資勘定）予算概算要求額：33,261,487,127千円</p>
16	<p>国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」（平成22年6月公表）及び「国有財産行政におけるPRE戦略について」（平成22年12月公表）を踏まえ、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組んだ。</p> <p>(1) 行政財産等の監査</p> <p>「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めた。</p> <p>具体的には、</p> <p>イ 市街地に所在する公共用財産（道路・河川）及びそれらを管理する公用財産を対象に、公共用財産の目的に応じた機能の發揮、未利用国有地の洗い出し等の観点から一体的な監査を実施した。</p> <p>ロ 各省各庁の長が所管し、管理処分している特別会計所属普通財産を対象に、特別会計改革における取組みとも連携を図りつつ、財産管理の適正化や売却の促進等を図る観点から、監査を実施した。</p> <p>(2) 既存庁舎等の効率的な使用の推進</p> <p>既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを有効に活用することにより、省庁横断的な入替調整を積極的に行い、既存庁舎等の効率的な使用を推進した。</p> <p>(3) 未利用国有地等の有効活用の促進</p> <p>未利用国有地については、売却に加え、定期借地権を利用した新規の貸付や交換など、個々の土地の特性に応じ、最適な活用手段を選択した。特に、介護・子育てなどすべての人々のための社会・生活基盤の構築のため、「新成長戦略」や「日本再生の基本戦略」に盛り込まれた施策である国有地の定期借地権制度等を活用した施設整備を推進することを通じ、地域における福祉サービス等の提供体制の強化を図り、地方公共団体との連携に努めた。</p> <p>また、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、暫定的な活用を推進した。</p> <p>(4) 東日本大震災への対応</p> <p>震災における被災地の応急措置に対応するため、地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を応急仮設住宅用地やがれき置き場として無償貸付により提供した。あわせて、被害を受けた中小企業を支援するため、その仮設店舗・事業用地として、地方公共団体を通じた無償貸付を行うなど、未利用国有地の活用を推進した。</p> <p>また、被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置や貸付料の減額措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応した。</p> <p>(5) 国有財産に関する的確な現状把握と情報提供の拡充</p> <p>国有財産に関する情報内容の充実、利便性の向上を図るため、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、行政財産の一件別情報への地図情報・面積規模別検索機能の追加及び監査結果情報に関する地図機能の追加、各省売却情報等へのリンク化、個別国有地</p>

		<p>のアイデア募集コンテンツの掲載・募集に係る手続きを行った。加えて、「国有財産レポート」を作成し、更なる国有財産に関する情報公開を推進した。</p> <p>また、これまで5年毎とされてきた国有財産の台帳価格改定を平成23年度から毎年行い、国有財産の現況をより適切に把握することとした。</p> <hr/> <p>平成24年度予算概算要求額：10,418,426千円</p> <p><b>【理財局】</b>  機構要求：国有財産の有効活用を推進するための国有財産行政の見直しについて、速やかな実施と適切なフォローアップ等が必要なため、国有財産有効活用企画官を要求した。</p> <p><b>【財務(支)局】</b>  機構要求：国有財産の最適な活用に向けた体制強化のため、上席国有財産管理官等を要求した。  定員要求：国有財産の最適な活用に向けた体制強化のため、定員14名を要求した。</p>
17	<p>庁舎及び宿舎の最適化の推進</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 庁舎  庁舎については、震災により被災した庁舎施設の復旧の状況を踏まえた上で、長寿命化の推進や移転・集約化の検討を進めた。</p> <p>(2) 宿舎  宿舎については、被災者の方々の宿舎への入居の状況等を勘案した上で、衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会における議論や、民主党財務金融部門公務員宿舎のあり方に関するワーキングチームによる提言等を踏まえ、平成23年12月1日に「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」において「国家公務員宿舎の削減計画」をとりまとめた。</p> <hr/> <p>平成24年度財政投融资特別会計（特定国有財産整備勘定）予算概算要求額：39,759,847千円  平成24年度予算概算要求額：13,993,509千円</p> <p><b>【理財局】</b>  機構要求：国有財産の有効活用を推進するための国有財産行政の見直しについて、速やかな実施と適切なフォローアップ等が必要なため、国有財産有効活用企画官を要求した。  (注) 上記No. 16記載の企画官に関する要求と同じ。</p> <p><b>【財務(支)局】</b>  機構要求：国有財産の最適な活用に向けた体制強化のため、上席国有財産管理官等を要求した。  定員要求：国有財産の最適な活用に向けた体制強化のため、定員7名を要求した。</p>

18	国庫金の正確で効率的な管理	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 確実な資金繰りを確保しつつ、国庫に一時的に留まる現金を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整について、各府省等の支払いの個別事情にも対応した取組を行った。</p> <p>(2) 国庫の状況に関するホームページの内容の充実に向けた取組として、「国庫収支関係の用語集」を財務省HPにあるその他用語集等と統一し「よくあるご質問」として掲載するとともに、「国庫制度の概要」等に用語の解説を追加することにより、公表資料の利便性の向上を図った。</p> <p>(3) 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：235,019千円</p>
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがある。その防止については、引き続き、重点的に進める施策として位置付け、以下のような取組を行った。</p> <p>(1) 偽造・変造を防止する環境を整備するため、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にするとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p> <p>(2) 偽造防止技術の向上のため、平成20年度から継続して発行している地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、視認性が高く、大量生産が困難な「異形斜めギザ」に加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド（二色三層構造）」を引き続き採用するとともに、国際的な取組みも含め、偽造抵抗力の向上に独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携して取り組んだ。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：15,672,058千円</p>
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：11,922千円</p>
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 関税率や関税制度の改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>(2) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行った。</p>

22	<p>多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進</p>	<p style="text-align: center;">平成24年度予算概算要求額：385,977千円</p> <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>イ WTOにおける取組</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。</p> <p>ロ EPAにおける取組</p> <p>我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進した。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、情報収集を継続するとともに、交渉参加に向けて関係国との協議に入るなど適切に対応した。</p> <p>(2) 税関分野における貿易円滑化の推進</p> <p>イ ASEAN諸国等を中心とする各国税関当局との政策協議に関する取組</p> <p>我が国経済の成長力を強化していく観点から、我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、二国間の政策協議を実施し、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与した。</p> <p>今後、我が国、ADB、国際協力機構（JICA）及び世界税関機構（WCO）の4者間で、貿易円滑化の目標、対象国・地域及びスケジュールについて政策協議を行い、共通の理解を形成しながら、各国との政策協議を4者合同で行い、我が国民間事業者の意見を踏まえつつ、ADBを通じた支援を含めた貿易円滑化のための技術協力を実施し、具体的な成果を追求した。</p> <p>また、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」を含む我が国の基本的な経済戦略を踏まえ、AEO制度の構築支援・相互承認手続を推進するとの観点から、韓国、シンガポールとの相互承認取決めに署名、シンガポールは23年8月より、韓国は同年11月より実施している。また、他のアジア諸国等との間においても、AEO制度の構築支援・相互承認に積極的に取り組んだ。</p> <p>ロ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、平成22年9月に開催されたAPEC関税局長・長官会合において、今後APECの税関当局が推進すべき8つの重点項目が示されたところ、その着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進した。</p> <p>平成23年のAPECにおける我が国の具体的な取組としては、APEC域内における知的財産権の水際取締の強化、AEO制度の構築、及びシングルウィンドウの開発に向けたキャパシティビルディングの実施を通じ、貿易円滑化の実現に向け積極的に貢献した。</p> <p>ASEMにおいては、平成21年10月に開催されたASEM関税局長・長官会合において承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年－2012年）に基づき、ASEM域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献するとともに、ASEMがアジアと欧州の多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、税関分野にお</p>
----	--	---

		<p>る手続等の国際的調和に向けた、WCOを含めた国際的な場での議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとしてASEMにおける議論の場を活用した。</p> <p>日中韓の税関協力の枠組みにおいては、今後とも良好な協力関係を維持するとともに、AEO制度、密輸情報の交換、知的財産侵害物品の水際取締り、人材育成及び税関手続の円滑化等の協力分野において、行動計画を着実に実施するよう取り組んだ。</p> <p>ハ 国際的な枠組みにおける取組</p> <p>WCOの「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組むこととし、各国におけるその着実な実施に資するように技術協力プログラム等の取組を進めた。また、改正京都規約については、引き続き、同規約の加入の促進のため、国際会議等の場で未加入国に対し働きかけを行った。</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>ニ EPAにおける税関協力に関する取組</p> <p>EPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んだ。</p> <p>ホ 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んだ。</p>
		<p>平成24年度予算概算要求額：124,504千円</p> <p><b>【税関】</b></p> <p>機構要求：犯則調査における情報分析体制の強化のため、統括審理官等を要求した。</p> <p>定員要求：不正薬物及び知的財産侵害物品の水際取締り体制強化等のため、定員155名を要求した。</p>
<p>関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上</p>		<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 関税等の適正な賦課及び徴収</p> <p>イ 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施</p> <p>通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めた。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、引き続き調査水準の維持・向上に努めた。</p> <p>ロ 通関業者に対する指導・監督</p> <p>適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する指導・監督の充実に努めた。</p> <p>ハ 事前教示制度</p> <p>文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関</p>

窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応に際しては全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数についても、引き続き迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組んだ。

## ニ 保税制度の適切な運用

引き続き、保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者に対しても、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めた。

## (2) 社会悪物品等の密輸阻止

### イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、貨物、旅客等に関する詳細な情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行った。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施した。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用を努めた。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行った。平成23年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行った。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについても、知的財産の保護のため、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化した。

### ロ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等や外国税関当局等の関係機関と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図った。

関係機関との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。また、外国税関との協力関係については、現在、22カ国・地域との間で税関相互支援協定等を結び、情報交換の促進に努めているが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、今後、締結国の拡大を図るとともに、締結国との積極的な情報交換を図った。

## (3) 税関手続における利用者の利便性の向上

### イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して税関手続を迅速化・簡素化するAEO制度を一層普及すべく、関税局・税関から企業の役員等に対して制度の説明・取得の奨励を実施するとともに、事業者の意見を聴取した。

また、貿易円滑化の推進と国際物流におけるセキュリティ確保の両立の観点から、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に貿易円滑化ワーキンググループを設置し、「通関関連手続の電子化

		<p>の現状と将来におけるペーパーレス化の展望」、「国際物流における我が国のAEO制度のあり方」及び「積荷情報の入手に係る早期化、詳細化、電子化」について議論を行った。</p> <p>これらの事業者との意見交換や議論を通じて、事業者の意見を踏まえた制度の改善策について検討し、AEO輸入者が行う特例申告における担保提供要件の緩和等の制度改革を行い、利用者の一層の利便性向上に努め、制度利用の拡大を図った。</p> <p>更に、AEO担当官会議、専門研修を開催し、AEO関連業務に係る運用の標準化・統一化・透明化を図りつつ、担当者間での一層の経験の共有を図り、制度の適正な運用にも努めた。</p> <p>ロ 利用者満足度の向上</p> <p>輸出入者及び通関業者の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用にも努めた。</p> <p>また、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めた。</p> <p>なお、利用者の方々の意見に関してより適切な調査を行うため、アンケート調査の手法等についても見直しを行った。</p> <p>(4) 税関手続システムの更改等による利用者の利便性の向上</p> <p>NACCSについては、今後ともシステムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努めた。</p> <p>(5) 実効性ある税関行政実現のための情報提供</p> <p>イ 税関広報活動の一層の充実</p> <p>税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられ、更なる内容の充実及び使い易さ等の利便性の向上を図る必要があることから、平成23年度においても、引き続き、利用者の情報ニーズを踏まえつつ、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等においても、これらの情報を積極的に発信した。さらに、平成23年4月以降新たに開設した「税関ツイッター」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を活用し、広く国民各層に対して情報提供を行うことにより、認知度の改善を図った。</p> <p>ロ 税関相談</p> <p>関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の皆様に分かり易く適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めた。</p> <p>カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望に応えるものとするよう、引き続きニーズの把握に努めるとともに、制度改革等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答設定の見直しを行った。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：29,289,000千円</p> <p><b>【税関】</b></p> <p>機構要求：AEO制度の普及及びその適切な運用の確保のため、認定事業者管理官等を要求した。</p> <p>定員要求：円滑・適正な通関手続きの確保等のため、定員37名を要求し</p>
--	--	--

24	<p>外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>	<p style="text-align: center;">た。</p> <p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 外国為替市場の安定に向けた取組</p> <p>平成23年度においても引き続き、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行い、平成23年8月及び同年10月末から11月初にかけて為替介入を実施した。また、平成23年8月に発表した「円高対応緊急パッケージ」において、急激な円高の進行に対し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化と、長期的な国富の増大のため、外為特会のドル資金をJ B I Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設するとともに、為替相場の安定を図るための為替市場のモニタリング強化を目的に、外為法に基づき、主要金融機関に対して為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）の報告を求めることとした。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行った。</p> <p>(2) 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>イ 国際金融システムの安定</p> <p>G 7やG 20等の枠組みを通じ、国際通貨システムの改革や世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革等に関する議論に積極的に参画した。</p> <p>ロ IMF改革</p> <p>危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善についての議論をリードし、平成23年11月の融資制度改革の合意に貢献した。また、サーベイランス機能の強化についての議論にも積極的に参画した。平成22年11月にG 20ソウル・サミットで合意されたIMFクォータ・ガバナンス改革については、我が国は増資・協定改正に係る手続きを速やかに実施した。</p> <p>(3) アジアにおける地域金融協力の強化</p> <p>イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組</p> <p>アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて積極的に取り組んでおり、平成23年はインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担った。</p> <p>チェンマイ・イニシアティブについては、昨今の欧州危機の中で、アジア地域経済の安定的成長を維持するため、危機予防機能の導入を含む強化策について議論を進めた。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が、平成23年4月にシンガポールに設立され、活動を開始した。</p> <p>アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年1月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」</p>
----	--	--

		<p>について、その活動開始に向けて、スタッフの採用や業務計画の策定等の準備を進めた。また、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」の作成を進めた。</p> <p>ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組</p> <p>平成23年11月のAPEC財務大臣会合において、安全で信頼できる金融サービスへのアクセス拡大にむけた金融力の向上など、APECが持つ特色を踏まえつつ、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行った。</p> <p>ハ 二国間における情報交換・意見交換等</p> <p>国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済成長を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行った。</p> <p>韓国との間では、平成23年7月に日韓財務対話を開催し、世界・地域経済、日韓両国の経済、両国・両省間の協力等の議題について意見交換を行った。また、欧州情勢等グローバル経済が不安定な中、金融市場の安定のため、平成23年10月には二国間通貨スワップ取極の総額700億ドルへの拡充に合意した。</p> <p>中国との間では、平成23年12月に両国間の金融取引や両国の金融市場の発展に向け、日中首脳間で金融協力の強化が合意され、平成24年2月に日中金融市場の発展のための合同作業部会の第1回会合を開催した。</p> <p>インドとの間では、平成23年12月の日印首脳会談において、二国間通貨スワップ取極の150億ドルへの拡充に合意するとともに、デリー・ムンバイ産業大動脈構想を推進するため、日印共同の資金支援ファシリティの設置等に合意した。</p> <p>(4) 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献した。</p> <p>ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドラインを通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組んだ。また、タリバーン関係者等に対する資産凍結等措置対象者の追加等を行った他、大量破壊兵器拡散防止の観点から、国連安保理決議第1929号の付随措置として、イランの核活動等に寄与し得る者及び銀行に対する資産凍結措置等を講じた。</p>
--	--	--

		<p>平成24年度外国為替資金特別会計予算概算要求額：1,064,504,191千円</p> <p><b>【国際局】</b></p> <p>機構要求：外貨資産運用に関する体制強化のため、資金運用企画官を要求した。</p> <p>定員要求：外貨資産運用に関する体制強化のため、定員5名を要求した。</p>
25	<p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) ODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>平成23年度は、これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等で行われた議論や行政刷新会議による指摘等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>(2) 有償資金協力</p> <p>円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係機関と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んだ。平成23年度については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援するために円借款を供与した。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組んだ。さらに、必要に応じて円借款制度の見直しを行った。</p> <p>JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めた。</p> <p>(3) 国際協力銀行業務</p> <p>国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援に係る業務の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めた。</p> <p>(4) 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援</p> <p>MDBsは気候変動対策や防災対策、貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、23年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献した。</p> <p>たとえば、アジアの最貧国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加した。また中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献した。さらに、MDBsの理事会や政策対話等を通じて、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、及び業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めた。</p> <p>また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化した。</p>

		<p>(5) 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援      気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（C O P 16）で設立が決定した緑の気候基金（G C F : Green Climate Fund）の基本設計を議論する移行委員会（T C : Transitional Committee）のメンバーとして、第2回T C 会合を東京で主催するなど、T C における議論に積極的に参加した。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（G E F）及び気候投資基金（C I F）を通じ、途上国の気候変動支援にも取り組んだ。さらに、気候変動に脆弱なアフリカ及び島嶼国に対する支援プログラムの検討を行った。</p> <p>(6) 債務救済への取組      対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見直しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けて、パリクラブ会合の議論に積極的に参加した。      また、世界銀行・I M F における債務持続性枠組みや拡大H I P C イニシアティブの見直しを通じ、その適切な執行が確保されるよう、世界銀行・I M F 理事会等の議論に積極的に参加した。</p> <p>(7) 知的支援      研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めた。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んだ。      さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、I M F、世銀、A D B の現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めた。      開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んだ。また、W C O に対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、W C O を通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進した。</p> <p>平成24年度予算概算要求・要望額：105,854,668千円  <b>【国際局】</b>      機構要求：環境・気候変動対策のための新たな基金の立ち上げにかかる国際交渉対応のため、環境金融調整官を要求した。</p>
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 我が国システムの海外展開の促進      日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところであり、S T E</p>

		<p>P（本邦技術活用条件）案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJ B I Cの投資金融などの枠組みを活用したファイナンス面からの支援に努めた。（なお、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、J B I Cに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた株式会社国際協力銀行法は、平成23年4月に成立、5月に公布・施行。）</p> <p>(2) アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の下、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題について調査を行い、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」の作成を進めた。また、アジア全体の成長の基盤を構築すべく、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力の推進に積極的に取り組んだ。</p>
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 政策金融機関は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であり、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。</p> <p>(2) 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。</p> <hr/> <p>平成24年度予算概算要求・要望額：99,808,942千円</p>

28	地震再保険事業の健全な運営	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 損害保険業界と連携した広報活動の充実強化等の検討  効率的・効果的な普及促進の観点から、損害保険業界に助言等を行うことで一体的な広報宣伝活動を実施し、広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めた。  平成21年10月にとりまとめた地震保険に関する総合評価結果を勘案し、地震保険の加入促進のためには、地震発生可能性や地震危険に対する意識と地震保険の必要性の認識、地震保険料の水準に対する理解が重要であるとの視点から、昨年に引き続き広報活動や保険会社等における加入者等に対する説明に努めた。</p> <p>(2) 検査を通じた普及向上の推進  平成23年度は5社程度に対して地震保険に関する検査を実施し、その際に、東日本大震災に係る保険金支払に関する加入者からの苦情・要望等を聴取し、地震保険の普及拡大に向けた取組みの参考とすることとした。</p> <p>(3) 事業仕分けや東日本大震災を受けての地震保険制度に関する検討  平成22年10月の事業仕分けの評価結果を受け、論点整理のため財務省に設置した「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」において議論された論点について、平成23年11月30日に行政刷新会議に報告し、24年1月19日の行政刷新会議において地震再保険特別会計については存続とされた。また、ワーキンググループにおいては、東日本大震災を踏まえ、地震保険制度に対する安心感を確保するための議論を行った。</p> <p>平成24年度地震再保険特別会計予算概算要求額：84,319,315千円</p>
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 社会保障改革の推進への対応  「社会保障・税一体改革大綱」に基づき社会保障改革の議論を行っていく過程で、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係各省とも連携を図りつつ、検討を進めた。</p> <p>(2) 諸外国との社会保障協定への対応  諸外国との社会保障協定への対応については、スイスやブラジルとの同協定の実施に伴う国家公務員共済組合制度関係政省令の整備を行った。</p> <p>(3) 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保  国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p> <p>平成24年度予算概算要求額：76,103,412千円</p>
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。</p>
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) たばこ事業の適切な運営の確保  未成年者が自販機でたばこを購入することがないように、引き続き適切な対応を行っていくとともに、対面販売時における年齢確認の徹底を要請するなど、未成年者喫煙防止に向けた取組を強化した。</p> <p>(2) 塩事業の適切な運営の確保</p>

		<p>塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p>
--	--	--